

令和5年第3回荒尾市議会（臨時会）

議 案 資 料

令和5年第3回荒尾市議会(臨時会) 議案資料目次

議案番号	件名	ページ
議第33号	専決処分について(荒尾市税条例の一部改正)	1
議第34号	専決処分について(荒尾市国民健康保険税条例の一部改正)	2
議第35号	専決処分について(令和5年度荒尾市一般会計補正予算(第2号))	11
議第36号	財産の処分について	12
議第37号	令和5年度荒尾市一般会計補正予算(第3号)	14

令和5年度地方税制改正に伴う荒尾市税条例の一部改正の主な内容

改正項目	改 正 内 容		市税条例 (関係条項)	適用時期									
	現 行	改 正 後											
1 軽自動車税 環境性能割 の税率区分 の見直し	(令和3、4年度)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準75%達成 かつ 2020年度燃費基準達成</td> <td rowspan="2">1%</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準60%達成 かつ 2020年度燃費基準達成</td> </tr> <tr> <td>上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	対象車	税率	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	非課税	2030年度燃費基準75%達成 かつ 2020年度燃費基準達成	1%	2030年度燃費基準60%達成 かつ 2020年度燃費基準達成	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	2%	附則第15条 の6	令和5年4月 1日から
	対象車	税率											
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	非課税												
2030年度燃費基準75%達成 かつ 2020年度燃費基準達成	1%												
2030年度燃費基準60%達成 かつ 2020年度燃費基準達成													
上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	2%												
(令和5～7年度) ※令和5年12月未まで現行区分を据置き 対象車	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準80%達成 かつ 2020年度燃費基準達成</td> <td rowspan="2">1%</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準70%達成 かつ 2020年度燃費基準達成</td> </tr> <tr> <td>上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	対象車	税率	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	非課税	2030年度燃費基準80%達成 かつ 2020年度燃費基準達成	1%	2030年度燃費基準70%達成 かつ 2020年度燃費基準達成	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	2%			
対象車	税率												
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	非課税												
2030年度燃費基準80%達成 かつ 2020年度燃費基準達成	1%												
2030年度燃費基準70%達成 かつ 2020年度燃費基準達成													
上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	2%												
2 軽自動車税 種別割のク リーン化特 例(軽課)の 延長・見直し	取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 軽課年度：取得の翌年度のみ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>特例割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準90%達成 かつ 2020年度燃費基準達成</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準70%達成 かつ 2020年度燃費基準達成</td> <td>25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	対象車	特例割合	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	75%軽減	(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準90%達成 かつ 2020年度燃費基準達成	50%軽減	(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準70%達成 かつ 2020年度燃費基準達成	25%軽減	附則第16条 及び第16条 の2第1項	令和5年4月 1日から	
	対象車	特例割合											
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	75%軽減												
(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準90%達成 かつ 2020年度燃費基準達成	50%軽減												
(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準70%達成 かつ 2020年度燃費基準達成	25%軽減												
取得期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年延長) 軽課年度：取得の翌年度のみ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>特例割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準90%達成 かつ 2020年度燃費基準達成 →令和7年度取得分までを対象とし、それ以後は延長しない。</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準70%達成 かつ 2020年度燃費基準達成 →令和6年度取得分までを対象とし、それ以後は延長しない。</td> <td>25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	対象車	特例割合	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	75%軽減	(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準90%達成 かつ 2020年度燃費基準達成 →令和7年度取得分までを対象とし、それ以後は延長しない。	50%軽減	(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準70%達成 かつ 2020年度燃費基準達成 →令和6年度取得分までを対象とし、それ以後は延長しない。	25%軽減				
対象車	特例割合												
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	75%軽減												
(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準90%達成 かつ 2020年度燃費基準達成 →令和7年度取得分までを対象とし、それ以後は延長しない。	50%軽減												
(営業用乗用車のみ) 2030年度燃費基準70%達成 かつ 2020年度燃費基準達成 →令和6年度取得分までを対象とし、それ以後は延長しない。	25%軽減												

荒尾市国民健康保険税条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

令和5年3月31日に公布された「地方税法施行令の一部を改正する政令」により、国民健康保険税の課税限度額及び減額に係る所得基準の一部について改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

区 分	現行	改正後
基礎課税額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	<u>20万円</u>	<u>22万円</u>
介護納付金課税額	17万円	17万円
合 計	<u>102万円</u>	<u>104万円</u>

(2) 国民健康保険税の減額に係る所得基準の引上げ

区 分	現 行	改 正 後
7割軽減世帯	所得合計額 \leq 43万円+（給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数-1） \times 10万円	同左
5割軽減世帯	所得合計額 \leq 43万円+（給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数-1） \times 10万円+（被保険者数+特定同一世帯所属者数） \times <u>28万5千円</u>	所得合計額 \leq 43万円+（給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数-1） \times 10万円+（被保険者数+特定同一世帯所属者数） \times <u>29万円</u>
2割軽減世帯	所得合計額 \leq 43万円+（給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数-1） \times 10万円+（被保険者数+特定同一世帯所属者数） \times <u>5.2万円</u>	所得合計額 \leq 43万円+（給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数-1） \times 10万円+（被保険者数+特定同一世帯所属者数） \times <u>5.3万5千円</u>

(注) 所得合計額：地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額

特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、資格喪失日以後も引き続き同じ世帯に属するもの

3 施行期日

令和5年4月1日

4 適用区分

令和5年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(課税額) 第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算し</p>	<p>(課税額) 第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金</p>

現 行	改 正 後
<p>た金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イ～ハ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ～ハ 略</p> <p>2 略</p>	<p>額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イ～ハ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ～ハ 略</p> <p>2 略</p>
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第22条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当するものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及びび」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第22条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及びび」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計</p>

現 行	改 正 後
<p>金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>	<p>算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第22条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条第1項の</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条の規定の</p>

現 行	改 正 後
<p>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>6 略 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>6 略 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式</p>

現 行	改 正 後
<p>上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得 又は雑所得を有する場合は、第3条、第5条の2の2、第6条 及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び 山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条 の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条 第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等 の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特 例)</p>	<p>等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得 又は雑所得を有する場合は、第3条、第5条の2の2、第6条 及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第 4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」 とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所 得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4 第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法 附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」 とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特 例)</p>
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得 を有する場合は、第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条 第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項 に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」と あるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得 金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第 5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附 則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と する。</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得 を有する場合は、第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条 の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」と あるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定 する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるの は「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」 とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に 規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33 条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>11・12 略 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、第3条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合には、第3条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税</p>	<p>11・12 略 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、第3条の2の2、第6条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合には、第3条の2の2、第6条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税</p>

現 行	改 正 後
<p>条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（「計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>15 略</p>	<p>の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（「計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>15 略</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

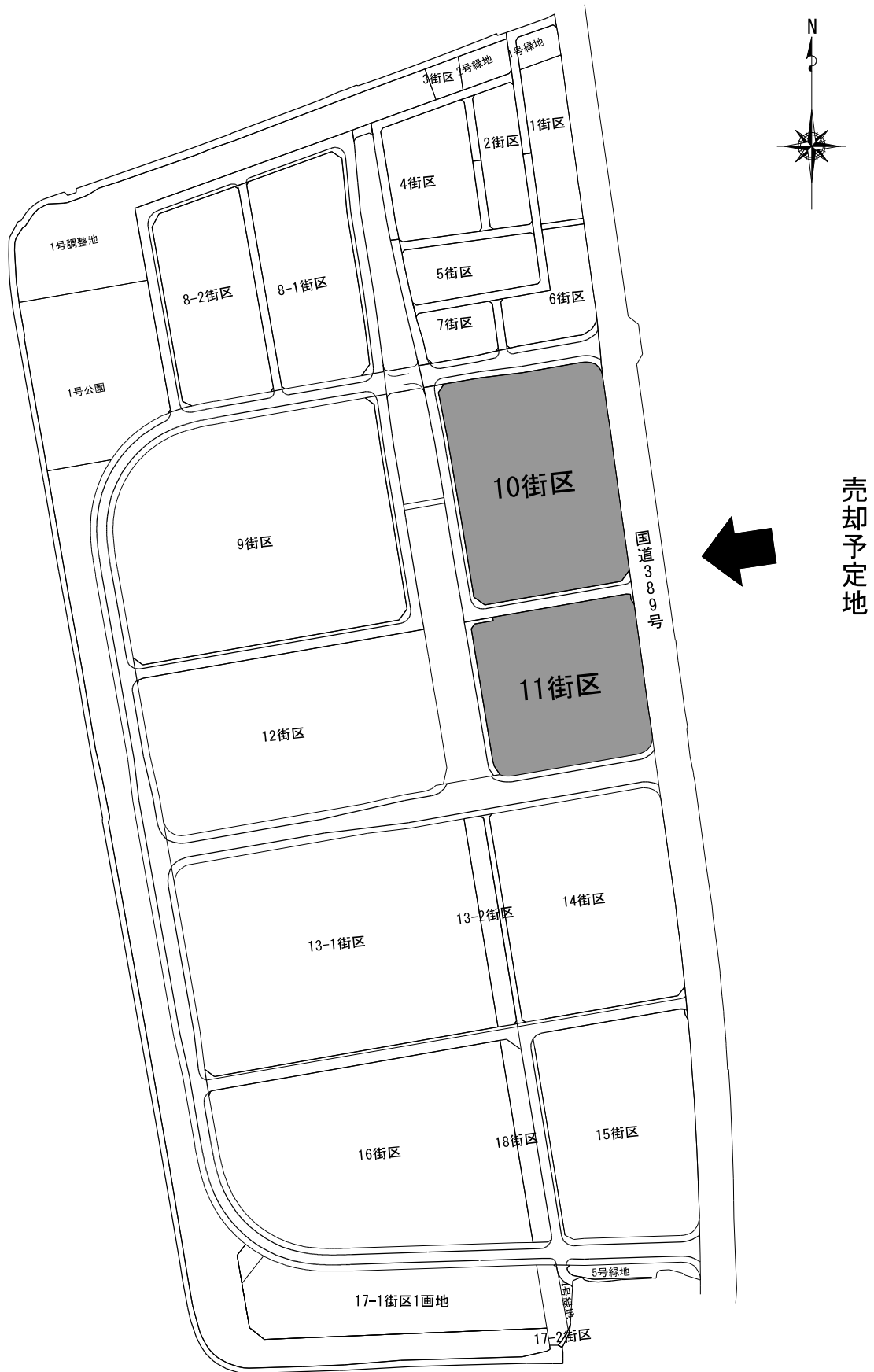
令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）資料

1 歳入歳出予算補正

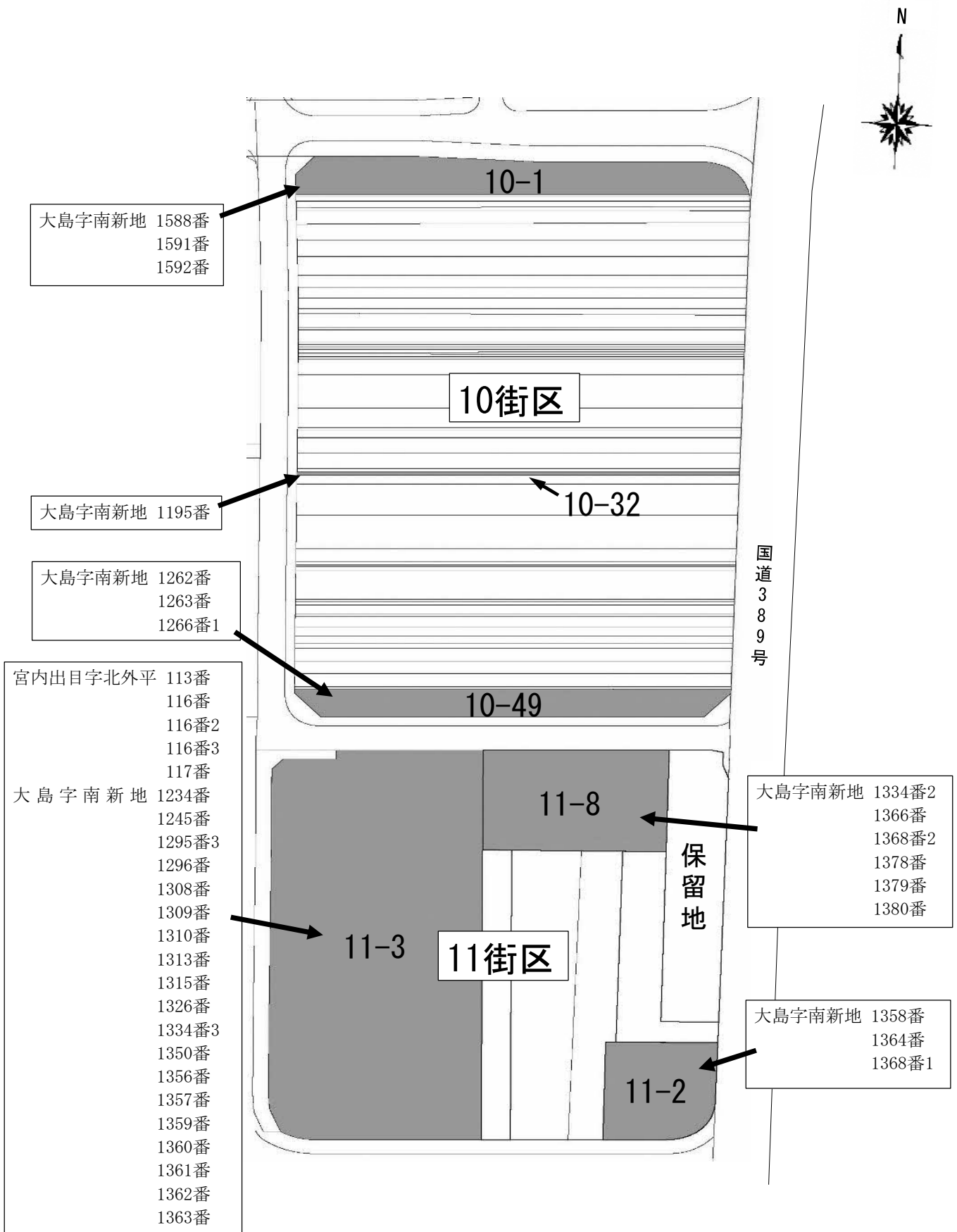
(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯）	42,352	42,352				□低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）給付事業費及び支給に伴う事務経費 ・消耗品費 70 ・印刷製本費 80 ・郵便料 432 ・手数料 72 ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料 198 ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯） 41,500 (財源) ・国庫補助金 42,352
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（ひとり親世帯）	47,773	47,773				□低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業費及び支給に伴う事務経費 ・消耗品費 100 ・郵便料 240 ・手数料 73 ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料 110 ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯） 47,250 (財源) ・国庫補助金 47,773
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（ひとり親世帯）（時間外手当）	200	200				□低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給に伴う事務経費 ・時間外手当 200 (財源) ・国庫補助金 200
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯）（時間外手当）	320	320				□低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）の支給に伴う事務経費 ・時間外手当 320 (財源) ・国庫補助金 320
3 款計		90,645	90,645				
補 正 額		90,645	90,645				
補正前の額		24,574,576	7,184,473	480,600	1,462,658	15,446,845	
合 計		24,665,221	7,275,118	480,600	1,462,658	15,446,845	

財産の処分について（売却予定地）



売却予定地(詳細図)



議第37号資料

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	塵芥処理費	4,242				4,242	□災害ごみ(ノリ網等)の処分 ・被災ノリ養殖資材運搬処分委託料 4,242
	4 款計	4,242				4,242	
6 農林水産業費	令和5年1月ノリ養殖漁場寒波被害に伴う漁業支援事業費	17,449				17,449	□ノリ養殖への寒波被害に対する支援 ・資材購入費支援事業補助金 15,029 ・共同乾燥施設運営補助金 2,420
	6 款計	17,449				17,449	
	補 正 額	21,691				21,691	一般財源 ・土地売却収入 292,608 ・財政調整基金繰入金 △270,917
	補正前の額	24,665,221	7,275,118	480,600	1,462,658	15,446,845	
	合 計	24,686,912	7,275,118	480,600	1,462,658	15,468,536	